

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

March, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

春から始まる新しい生活に向けて、お子様がいらっしゃるご家庭では、入学金や授業料等の教育資金が必要となる時期がやってきました。

そこで今回は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」についてお話しします。

内容

平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日（改正により平成 31 年 3 月まで延長見込み）の間に祖父母等から一括して拠出される教育資金は、1 人あたり 1,500 万円まで贈与税が非課税となる制度です。

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金について、贈与税はかからないことになっています。しかし、以下の理由により特例措置が設けられました。

- (1) 教育資金には一括贈与のニーズが高いこと（先に相続財産を減らすことができます）
- (2) 高齢者世代の保有する資産を若年世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進めること
- (3) (2) により教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与すること

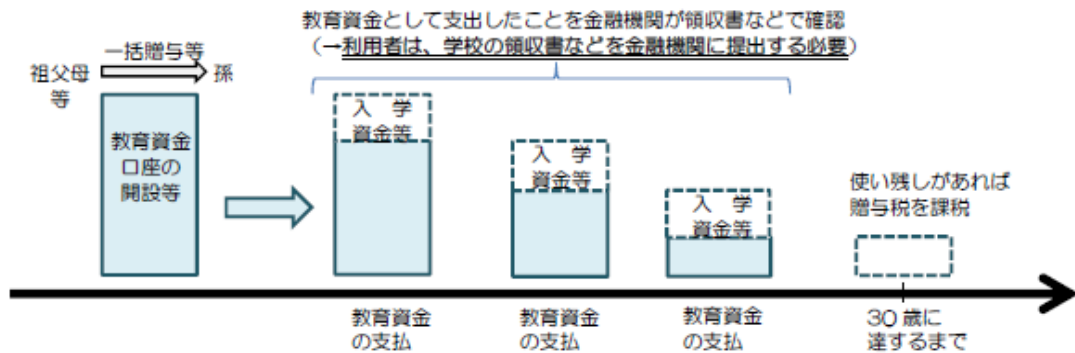
適用要件

この制度の適用を受けるためには以下の要件が定められています。

- (1) 直系尊属からの贈与であること
- (2) 「教育資金非課税申告書」を金融機関に提出して、資金の贈与を受ける者（子や孫）名義の教育資金口座を開設すること
- (3) 開設した教育資金口座へ入金すること
- (4) 授業料等の領収書を金融機関へ提出すること
- (5) 子や孫が 30 歳に達する日に口座が終了すること



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・



(出典：文部科学省)

支出の内容

では、「教育資金」とはいったいどのような支出が該当するのでしょうか。入学金や授業料、入園料、保育料といったものはもちろん、学用品費や修学旅行費、学校給食費といった教育に伴う費用などに加え、大学入試センター試験の受験料なども含まれます。

ただし、学校等で使用する教科書代や学用品費であっても、業者に直接支払う場合は原則対象外です。

また、1,500万円の枠内で、以下の支出については500万円を上限に教育資金に含まれます。

- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学習塾やそろばん教室に要する費用
- ・スポーツ（水泳や野球など）や、文化芸術（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価
- ・上記の活動で使用する物品購入費

なお、この制度に加え、平成27年度税制改正では、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」が新たに創設される予定です。

(文章担当：片岡、南野)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 「まる」でもあり「さんかく」でもある文字は？

先月のQ. 目は四、鼻は九、口は三、では耳は？

先月の答え: 兆(目は視覚なので四、鼻は嗅覚なので九、口は味覚なので三、耳は聴覚なので兆)